

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月25日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 (さいたま市大宮区下町一丁目55番1号) 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区金港町3番地1) 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号) 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 (大阪府北区大淀南一丁目5番10号) 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売のみとします。）における当社普通株式の売出し（以下「海外売出し」といいます。）が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株式の種類

当社普通株式

### (2) 売出数

当社普通株式141,666,600株（予定）

（海外売出しと同時に、下記(7)に記載の売出人（以下「売出人」といいます。）による当社普通株式の国内における売出し（以下「国内売出し」といい、海外売出しと併せて「本件売出し」といいます。）が行われる予定です。国内売出しの売出数（以下「国内売出数」といいます。）及び海外売出しの売出数（以下「海外売出数」といいます。）の合計は333,333,200株であり、国内売出数は191,666,600株を目途とし、海外売出数は141,666,600株を目途として、それぞれ行われます。国内売出し及び海外売出しにおけるそれぞれの最終的な売出数は、平成25年3月11日（月）から平成25年3月13日（水）までのいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）に、需要状況等を勘案の上、売出人が決定する予定です。なお、当社は、平成25年2月25日（月）開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数118,000,000株、取得価額の総額250,000,000,000円をそれぞれ上限とし、平成25年2月27日（水）から平成25年3月8日（金）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議しています。今後、当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、売出人が、当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。かかる場合、国内売出数及び海外売出数が減少することがあります。）

### (3) 売出価格

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に、ジョイント・グローバル・コーディネーター（大和証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社）と協議の後、売出人が決定する予定です。）

### (4) 売出価額の総額

未定

### (5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
また、1単元の株式数は100株です。

### (6) 売出方法

下記(8)に記載の引受人の総額連帯買取引受けにより行われます。

### (7) 売出人の名称

財務大臣

(8) 引受人の名称

Goldman Sachs International (主幹事会社)  
Daiwa Capital Markets Europe Limited (主幹事会社)  
J.P. Morgan Securities plc (主幹事会社)  
Merrill Lynch International  
Mizuho International plc  
Morgan Stanley & Co. International plc  
Nomura International plc  
UBS Limited  
Barclays Bank PLC  
Citigroup Global Markets Limited  
Deutsche Bank AG, London Branch  
SMBC Nikko Capital Markets Limited

(9) 売出しを行う地域

海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売のみとします。)

(10) 受渡年月日(受渡期日)

平成25年3月15日(金)から平成25年3月19日(火)までのいずれかの日  
ただし、売出価格等決定日の4営業日後の日とします。

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

海外売出しに係る普通株式は株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に追加上場される予定であります。  
なお、本件売出しに関連して普通株式を海外の証券取引所に上場する予定はありません。

(12) その他の事項

発行済株式総数及び資本金の額(平成24年12月31日(月)現在)

発行済株式総数 2,000,000,000株

資本金の額 100,000,000,000円

海外売出しに係る普通株式の受渡しは、国内売出しに係る普通株式の受渡しが受渡期日に行われることを条件とします。

安定操作に関する事項

1. 本件売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。